

◎ 国家公務員の育児休業等制度の概要

平成25年11月現在

制度	内容	給与等					共済制度
		俸給	期末手当	勤勉手当	退職手当	諸手当	
育児休業	・全日休業 ・子が3歳に達するまで取得可能 ・配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能 ・妻の出産日から57日以内に育児休業を開始し終了した場合は再度取得可能	支給されない	基準日から過去6ヶ月に勤務していた場合には休業期間の1/2を除外して支給(休業期間が1ヶ月以下の場合には全額支給)	基準日から過去6ヶ月に勤務していた場合には休業期間の全てを除外して支給	休業期間のうち、子が1歳に達するまでは1/3、1～3歳に達するまでは1/2を除外して支給	支給されない	・子が1歳に達する日までの間に取得した育児休業1日につき、標準報酬日額の50% (雇用保険給付相当額を上限)の育児休業手当金を支給 ※子が1歳に達する日までの間に職員の配偶者が育児休業をしている場合、子が1歳2ヶ月に達する日までの育児休業期間のうち1年分を上限として支給 ・申出により掛金は免除
育児短時間勤務	①～④のいずれかの勤務形態を選択 ① 3時間55分 × 5日 ② 4時間55分 × 5日 ③ 7時間45分 × 3日 ④ 7時間45分 × 2日と3時間55分(計19時間25分) ・子が小学校就学前まで取得可能 ・配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能	勤務時間数に応じた額を支給	勤務しない時間の1/2を除外して支給	勤務しない時間の全てを除外して支給	短時間勤務をした期間の1/3を除外して支給	・生活関連手当は全額支給 ・俸給月額等に基づく諸手当は時間割で支給	・育児休業手当金は支給されない
育児時間	・1日2時間を超えない範囲 ・子が小学校就学前まで取得可能 ・配偶者の就業等の状況に関わらず取得可能	勤務時間数に応じた額を支給	全額支給	基準日以前6ヶ月間に育児時間を取得した日が90日を超える場合には、勤務しなかった時間の全てを除外して支給	全額支給	・生活関連手当は全額支給 ・俸給月額等に基づく諸手当は時間割で支給	・育児休業手当金は支給されない

◎ 育児休業等の取得促進のための啓発講演会

	講演会開催日	時間	講演会場	住所	講演者名	所属	育児休業取得期間
東北ブロック	平成26年2月17日(月)	14:00～16:00	仙台第2合同庁舎	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	大波 裕一郎	国土交通省	1ヶ月間
					鈴木 勇作	総務省	10ヶ月3週間
関東ブロック	平成25年12月18日(水)	14:30～17:00	中央合同庁舎第2号館	東京都千代田区霞が関2-1-2	谷中 充	厚生労働省	1ヶ月2週間
					鈴木 勇作	総務省	10ヶ月3週間
関東ブロックの講演会では、NPO法人ファザーリング・ジャパン副代表 安藤哲也氏による講演も予定しております。							
近畿ブロック	平成26年2月7日(金)	14:00～16:00	大阪合同庁舎第4号館	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	稲田 祐哉	厚生労働省	1年間
沖縄ブロック	平成26年1月17日(金)	14:00～16:00	那覇第2地方合同庁舎	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	佐々木 完郎	財務省	5ヶ月2週間
					鈴木 勇作	総務省	10ヶ月3週間

*内容が変更になる場合もございます。



ちゃんと、ぼくのこと
そばで見ているね♪

お問い合わせ先
総務省人事・恩給局 勤務時間係
TEL:03-5253-5258

子どもの成長は早い。



男性職員も

育児休業を取得しよう!

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、働き方の見直しを図っていくことは重要な課題となっており、男性も育児休業等を取得することが求められています。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」における男性の育児休業取得率の目標は13%(平成32年)ですが、男性国家公務員の取得率は政府全体で2.0%(平成23年度)と低い水準であり、「育児休業を取りたい」と考えている男性職員であっても身近に参考となる手本がないため、取得をためらうケースも少なくないと思われます。そこで、職員本人や職場の上司・同僚等の理解を深め、取得を考えている男性職員の後押しをするため、実際に取得した先輩育休パパからのアドバイス等をまとめました。また、育児休業等を取得した男性職員のリアルな声を聞ける講演会を全国4カ所で開催します。

実際に育児休業等を取得した男性職員による講演会を開催します。詳しくは裏面をご覧ください。

総務省人事・恩給局

子どもの成長を見守るために。育児休業等のアドバイス

ここでは、先輩育休パパからの感想やアドバイス、職場の上司の声をご紹介いたします。

◎育児休業等を取得しての感想

良かった点、悪かった点を含め、率直な感想を聞いてみました。

復職後は「休んだ分を取り戻す」という気持ちが強くなり、**仕事に対するモチベーションが高まった。**
地方支分部局・係長級・育児休業

1人目の子どもが生まれた時は、仕事中心の生活をしていて育児をすることが少なかったのですが、2人目が生まれ育児休業を取得して、育児・家事を行い、妻の大変さを実感しました。夫婦で育児・家事に対する考え方が違う部分が多々有り、けんかもしょっちゅうしていましたが、夫婦にとっても子どもにとっても幸せな時間をいただけたと思っています。収入が減ることについては、何十年も働く中でのほんの少しの期間ですし、**今は子どもたちと一緒にいたい**という気持ちが強くあったので、工夫をして支出を減らすことも楽しみながら生活をしていました。
本府省・係長級・育児休業

育児に専念することができ、大変充実した日々を過ごすことができました。24時間一緒にいることで、子どものちょっとした草草や変化に「**幸せ**」や「**不安**」を感じながら、親になった「**喜び**」と「**責任**」を感じることができた。
本府省・係長級・育児休業

【良かった点】
育児に関して**妻と同じスタートラインに立てた**ことから、「自分にはわからない」「妻に任せよう」などと思わず、育児に共同して参加できるようになった。
【悪かった点】
妻とともに一日中自宅にいる生活が続いたため、お互いにストレスの捌け口がなく、ぶつかり合いが起きた。しかし外で働かなくても、育児・家事だけでも大変だということが理解でき、良い経験となった。
本府省・係員級・育児休業

残業ができない分、より**効率的に仕事をこなす**ことができるようになりました。保育園の行事にも参加しやすくなりました。
地方支分部局・係長級・育児短時間勤務

【良かった点】
①娘の成長を日々実感でき、育児・家事の苦勞を妻と分かち合えた。
②育児を経験した方への畏敬の念が増した。
③電車が比較的空いている時間に退庁でき、余力を残して帰宅できた。
④**育児参加への理解のある上司・同僚と働けるありがたさを実感**できた。
【悪かった点】
給与が減額となり、家計は楽ではなかった。
地方支分部局・係長級・育児時間

仕事と育児は両立するもので比較するものではないのですが、24時間体制の育児は肉体的にも精神的にも大変です。自分の時間は皆無です。だけど子どもと終日一緒に過ごした期間は私にとってとても貴重な期間でした。育児休業取得後は**妻に優しくなりました。**
地方支分部局・係長級・育児休業

◎上司の声 育児休業等の取得には周囲の理解と協力が重要。取得者の職場の上司の感想を聞いてみました。

Q 部下職員が取得をすることについて、どのように感じましたか？
A 短期的に仕事のことを考えると大変だと思ったが、ワーク・ライフ・バランスが実現しやすく働きやすい職場になると思い、是非育児休業を取得してほしいと感じた。
Q 本人や他の職員に対してどのようなマネジメントが重要と感じましたか。
A ①育児休業中に仕事で支障が生じないよう準備や引継ぎはしっかりしてもらおう、②休業期間に入る前でも、休業中代わりにその仕事を担当する職員に始めから担当させるなど、柔軟に仕事の分担を見直す、③休業期間中の仕事の分担が一人に集中しないよう分散することが重要だと思った。この機会を活用して、業務の進め方の見直しや業務の共有化を図ることができればよいと感じた。周りの職員が休業取得に対して理解し、率先して協力する雰囲気があったことがキー・ポイントとなった。
Q 意見・要望・アドバイスなど
A 育児休業等の取得を希望している男性職員には、周りに迷惑をかけるなどと思わず、是非取得してほしい。取得することで、子どもや配偶者、職場、特に後に続く男性職員等、多方面にプラスの影響があると思う。そして、何より自分自身にとって、子どもが生まれたばかりの貴重な時期に子どもと共に過ごすことは、何にも代え難い貴重な経験となり、仕事力の向上も含め得られるものは多いと思う。

「周りに迷惑がかかるから取らない」でも「制度だから取って当然」でもなく、周りに対する感謝の意を示しつつ利用していくことで、職場内の理解が浸透し、制度が定着していくものと思う。
[部下職員] 育児時間

育児休業取得の見込みが立てられたら、手持ちの業務をどこまで進めさせ、何を誰に担当させるか検討を行うことが重要だと感じた。それによって業務処理が効率的に行われるようになり、職場全体の業務にメリハリが出たように感じられた。また、休業明けの本人から子育ての話題が出るなど職場の雰囲気も和み、本人も育児を行っていく責任感からか、より業務への取組み方が積極的になった気がする。
[部下職員] 育児休業

次の点が重要と感じた。
・具体的に取得を考えている場合は、前広に管理職や上司に対して相談してもらうこと
・取得期間をできるだけ早期に確定してもらうこと
・育児休業中の業務が円滑に進むように事務の引継ぎを適切に行ってもらうこと
・復職時期が近づいたら、本人の育児に係る環境はどうなっているのか、予定どおり復職が可能か等について確認を適切に行うこと

育児時間を取得したことにより、取得した職員の勤務時間管理に対する意識が向上したと感じた。
[部下職員] 育児休業

周りの職員も子育てや介護の際に同僚のバックアップが必要であり、お互いに理解し協力することが必要なことを理解してもらうことが重要。
[部下職員] 育児休業

◎先輩育休パパからのアドバイス

育児は毎日24時間拘束になり(お風呂もまともに入れずトイレも入るたびに子どもに泣かれ)精神的にも辛いことが多いです。職場で仕事をするのも大変ですが、通勤時間等で自由な時間や一人になれる時間は多く、仕事をしているから育児はやらなくていいというのは通用しないと感じました。育児休業を取得して、奥さんの育児・家事の負担を減らし、**誰からも拘束されない自由な時間を奥さん**に作ってあげられたら、とても喜ばれると思います。
本府省・係長級・育児休業

職場に育児休業を受け入れるだけの余裕が無い場合が多いので、**他の職員に支えられていることを忘れず**に、そして機会があれば**感謝の気持ちを伝える**様にしてください。また、他の職員を支えなければならない場面は積極的に対応してください。そうすることで理解も得られやすくなりますし、私もそう心がけています。
地方支分部局・係長級・育児休業

悩んでいる方は、**勇気を出して一歩踏み出して**ください。取得したら、必ず「育児時間を取得してよかった」と思えるはず。子どもが「パパ、パパ」と言ってくれる4,5年は、人生の中で本当に貴重な時間です。その時間を1分1秒でも長く家族で共有できる素晴らしい・幸福感を、ぜひ経験してほしいです。
施設等機関・課長補佐級・育児時間

今後役所内でも育児休業を好意的に捉える雰囲気は高まっていくと思いますが、実際に取得を考える際には周囲の上司や同僚、部下に対して不必要に迷惑や負担をかけずに円滑に取得できるよう、**十分前広に上司及び人事当局と相談**されることをおすすめします。
本府省・課長補佐級・育児休業

悩んでいるくらいなら、早めに相談して取得してしまった方がいい。いい点も悪い点も、結局は、取得してみないと判らない。ただ、今やっている仕事と同じくらい、**育児はクリエイティブな仕事**だと思います。
地方支分部局・課長級以上・育児休業

育児時間は、誰にも迷惑をかけることなく取得することはできません。周りの理解及び協力が得られることが必須です。そのうえで、積極的に取得し子どもと時間を共有してみてください。**育児に関わると職場でも充実した時間が過ごせる**のでは、と感じています。
地方支分部局・係長級・育児時間

出産直後の母体に負担をかけると、数十年先の体にまで影響が出ると聞いたことがあります。また、出産して環境が一変する時期に、旦那さんが家において育児・家事を行うことは、**奥さんの精神的負担を和らげる**ことになると思いますので、短い期間でも育児休業を取ることは大きな意義があると思います。
本府省・係員級・育児休業

今回の休業において、妻から叱られることが多く、それほど妻の役にたつとは思えません。しかし、妻から言わせると、育児休業をしてまで妻をサポートするという私の意識により、一人で24時間子どもにつきっきりという**プレッシャーから相当解放された**ということです。まずは、子どもと24時間向き合う配偶者の気持ちに共感し、どんな小さなことでもよいので、自分に出来ることが無いのか、考えてみるのが第一歩かと思います。
本府省・係長級・育児休業